

(予防) 訪問看護 重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1)事業所の概要

事業種類	訪問看護、予防訪問看護
事業所名	ハーモニー訪問看護リハビリステーション
所在地	宮城県仙台市太白区長町南 3-13-19 パーシモン長町 202
連絡先	TEL :022-397-6225 FAX :022-398-5878 緊急時、24 時間対応 :090-6683-5147
介護保険指定番号	0465490506
サービス提供地域	仙台市(宮城野区、若林区、太白区、泉区、青葉区)、名取市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2)営業時間

営業日	月～金
営業時間	8:30 ～ 17:30
定休日	土曜日、日曜日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(3)職員体制

	資格	員数	備考
管理者	経験を有する看護師	1 名	看護職員と兼務(常勤)
看護職員	看護師、准看護師	法定数以上	うち 1 名管理者と兼務
理学療法士	理学療法士	必要に応じて配置	
作業療法士	作業療法士		
言語聴覚士	言語聴覚士		

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL :022-397-6225

担当者: 菊地博美

受付時間: 8:30 ～ 17:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

行政機関苦情相談窓口

【宮城県国民保険団体連合会】 電話番号:022-222-7700	青葉区役所 介護保険課 介護保険係 電話番号:022-225-7211
【仙台市介護事業支援課 居宅サービス指導係】 電話番号:022-214-8192	宮城野区役所 介護保険課 介護保険係 電話番号:022- 291-2111
太白区役所 介護保険課 介護保険係 電話番号:022- 247-1111	若林区役所 介護保険課 介護保険係 電話番号:022- 282-1111
泉区役所 介護保険課 介護保険係 電話番号:022- 372-3111	名取市役所 介護長寿課 介護管理係 電話番号:022-724-7110

3 運営方針

ご利用者様が可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。また、ご利用者様個々の主体性を尊重して、関係市区町村、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの内容

事業所は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持・回復を図るよう当訪問看護リハビリステーションの看護師等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士含む)が定期的に利用者の居宅に訪問し在宅療養の援助を行います。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、
看護師の代替として訪問させていただきます。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、
スタッフ固定ではありませんのでご了承ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ② 訪問看護は主治医の訪問看護指示書が交付されなければサービスの提供が行えません。サービス開始前に主治医と連絡の上、指示書を交付して頂く必要があります。なお、指示書の交付には自己負担額が発生致します。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了日の 2 週間前までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)
・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただきます場合があります。
- ⑤ その他
・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 利用料金

訪問看護料金表 （介護保険）			介護度 1～5		要支援 1～2	
			単位数	1割負担(円)※	単位数	1割負担(円)※
基本項目	訪問看護Ⅰ 1	20分未満	314	328	303	316
	訪問看護Ⅰ 2	30分未満	471	491	451	470
	訪問看護Ⅰ 3	30分以上60分未満	823	858	794	828
	訪問看護Ⅰ 4	60分以上90分未満	1,128	1,176	1,090	1,136
	訪問看護Ⅰ 5	20分（1回20分以上、6回/週まで）	294	307	284	296
	訪問看護Ⅰ 5×2（40分）	40分	588	613	568	592
	訪問看護Ⅰ 5・2超（60分）	60分（※要介護者のみ）	795	829		

※15には各種減算があり、実際の請求金額は上記単位数よりも少なくなります。

加算項目	時間外訪問（早朝）（夜間）	午前6時～午前8時まで、午後6時～午後10時まで		所定単位数に25%加算
	時間外訪問（深夜）	午後10時～午前6時まで		所定単位数に50%加算
	サービス提供体制強化加算	毎回（当事業所は非該当）	6	7
	初回加算Ⅰ（退院日に訪問した場合）	初回のみ	350	365
	初回加算Ⅱ		300	313
	特別管理加算Ⅰ ※①		500	521
	特別管理加算Ⅱ ※②	毎月1回	250	261
	緊急時訪問看護加算Ⅰ ※③		600	626
	緊急時訪問看護加算Ⅱ ※③		574	599
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者で90分を超える場合	300	313
	複数名訪問看護加算 （2人以上による訪問看護を行う場合）	30分未満（看護師等と訪問）	254	265
		30分以上（看護師等と訪問）	402	419
		30分未満（看護補助者と訪問）	201	210
		30分以上（看護補助者と訪問）	317	331
	退院時共同指導加算	加算時、初回加算は算定しない	600	626

※…負担割合に応じて変動あり

※①…気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※②…在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

※③…休日や早朝・夜間・深夜帯に病状の変化があった場合、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。

訪問看護料金表（医療保険）			時間、回数など	1割負担(円)※
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで	毎回	555
		週4日目以降		655
		週3日目まで		278
		週4日目以降		328
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)			
	訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護		850
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (30分以上)	週3日目まで	毎回	555
		週4日目以降		655
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲイ	同一日に2人・週3日まで・30分未満		425
		同一日に2人・週3日まで・30分以上		555
		同一日に3人以上・週3日まで・30分未満		213
		同一日に3人以上・週3日まで・30分以上		278
	管理療養費1、2共通	月の初日		767
管理療養費1	2日目以降	300		
管理療養費2	2日目以降	250		

加算項目	特別管理加算	Ⅰ ※①	毎月	500
		Ⅱ ※②		250
	情報提供療養費	市町村に情報提供を行った場合		150
	24時間対応体制加算	※③		680
	夜間(18-22時)・早朝(6-8時)訪問看護加算			210
	深夜訪問看護加算(22-翌6時)			420
	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病の方、特別訪問看護指示期間中に訪問した場合	1日2回訪問	450
			1日3回以上	800
	複数名訪問看護加算	1人での看護困難な場合、厚生労働大臣が定める疾病の方、特別訪問看護指示期間中、特別な管理を必要とする方	看護師等	450
			看護補助者	300
	長時間訪問看護加算	※④（90分を超える場合）	週1回	520
	退院時共同指導加算	※⑤		800
	特別管理指導加算	退院後、特別な管理の必要な方		200
	退院時支援指導加算	退院する日に訪問し、療養上の指導を行った場合		600
	在宅患者連携指導加算	医療関係職種と情報共有して指導した場合		300
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医の求めで利用者様家でカンファレンスが開催された場合		200

※…健康保険・後期高齢者医療等に基づき自己負担割合に変動があります。但し、各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

※①…気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※②…在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

※③…休日や早朝・夜間・深夜帯に病状の変化があった場合、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。

※④…人工呼吸器を使用している状態にある方、特別訪問看護指示期間の方、特別管理加算対象の方

※⑤…病院・介護老人保健施設に入院・入所の方が、退院・退所にあたって医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して居宅での療養上必要な指導を行った場合

○保険対象外の実費料金

(1) 交通費

無料

(2) キャンセル料金

無料

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 休日(土曜、日曜)訪問 ※介護保険除く

無料

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 永眠時の処置代

12,000円

○利用料金などのお支払方法

① 口座振替(契約者の指定する金融機関から、毎月26日に前月分を引き落とします)

② 現金払い(毎月末日までに前月分を訪問時にお支払いください)

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

所在地: 宮城県仙台市宮城野区福室5丁目14番7号 ファミール福室 203

事業者名: 株式会社 和奏

代表取締役: 山添 泰輔 印

【事業者】

所在地: 宮城県仙台市太白区長町南3-13-19 パーシェン長町202

事業者名: ハーモニー訪問看護リハビリステーション

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

_____年_____月_____日

【ご利用者】住所_____。

氏名_____印

【ご利用者】住所_____。

氏名_____印（続柄_____。）